

◆ 寒河江市住宅建築補助金

新築・リフォーム

寒河江市民の方、寒河江市民になられる方、三世帯世帯、移住・新婚、子育て世帯の方で、新築・リフォーム、増改築工事等をお考えの方必見です。



一度使ったことがある方でもご利用できます。

◆補助金額 ※下記フローチャートも一緒に参照ください

- ◎木造住宅の新築、**一律30万円**（600万円以上の工事費）
- ◎住宅や空き家の増改築・リフォーム、車庫・物置等新築、増改築は、20万円以上の工事費の補助率**10%**で限度額**20万円**
 - ・要件工事^{※1}を満たした場合は、補助率が**10%**、限度額が**30万円**に増額（空き家の場合も同じ）
 - ・三世帯世帯の世帯要件^{※2}を満たし、三世帯世帯リフォーム^{※3}に該当する場合は補助率が**20%**、限度額が**30万円**に増額（上記の要件に加え県産木材3^m以上利用、または空き家^{※4}の場合は補助率**20%**、限度額が**40万円**に増額）
 - ・移住・新婚、子育て世帯の世帯要件^{※2}を満たし、要件工事^{※1}にも該当する場合は補助率**20%**、限度額が**30万円**に増額（上記の世帯要件を満たし県産木材3^m以上利用した場合、または上記の要件に加え空き家^{※4}の場合の補助率**20%**、限度額が**40万円**に増額）

対象となる新築・リフォーム工事 例

- 住宅の新築(木造一戸建て) ○車庫・物置等の新築・増改築工事
- 内装工事(畳、ふすま、壁、クロス替) ○増改築、リフォーム
- 外壁や屋根の張替、塗装、雨樋入替 ○システムキッチンの取付、風呂、トイレ改修
- サッシ入替、カーポート設置工事 ○電気配線工事 等

〈補助金の対象とならない工事〉

- アパート・貸家の工事、店舗の工事、作業用小屋の新築・リフォーム、門、塀、庭造り、外構工事
- 【住宅に付随する工事(風除室・テラス等)は除く】

要件工事(※1) 耐震補強、バリアフリー、省エネ化、県産木材を3^m以上使用、合克雪化のうちいずれか1つ以上に該当する場合。

- 例)耐震補強…… 既存部分の壁を筋交等で補強、住宅の屋根の重量を軽減、二重窓又はペアガラスの設置
 バリアフリー化…… 和式から洋式トイレへ変更、手すり設置
 省エネ化…… 高効率給湯器を設置、太陽光発電設備の設置、二重窓又はペアガラスの設置
 県産木材使用…… 住宅に県産木材の承認合板又は県産木材(やまがた県産材集成材含む)を使用
 克雪化…… 雪止め設置又は取替え、固定式はしごの設置又は取替え、融雪設備の設置

リフォーム世帯要件(いずれか1つ)(※2)

- ・三世帯世帯…平成28年4月1日時点で平成10年4月2日以降に生まれた子がいる世帯
- ・移住世帯…平成27年4月1日以降に山形県外から市内に移住した世帯。もしくは、申請時点で県外に住所があり、リフォーム終了後1年以内に居住する世帯
- ・新婚世帯…申請時点で婚姻した日から1年以内である世帯(事実婚の場合は同居を始めた年から1年以内)
- ・子育て世帯…平成10年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯

三世帯世帯リフォーム(※3)

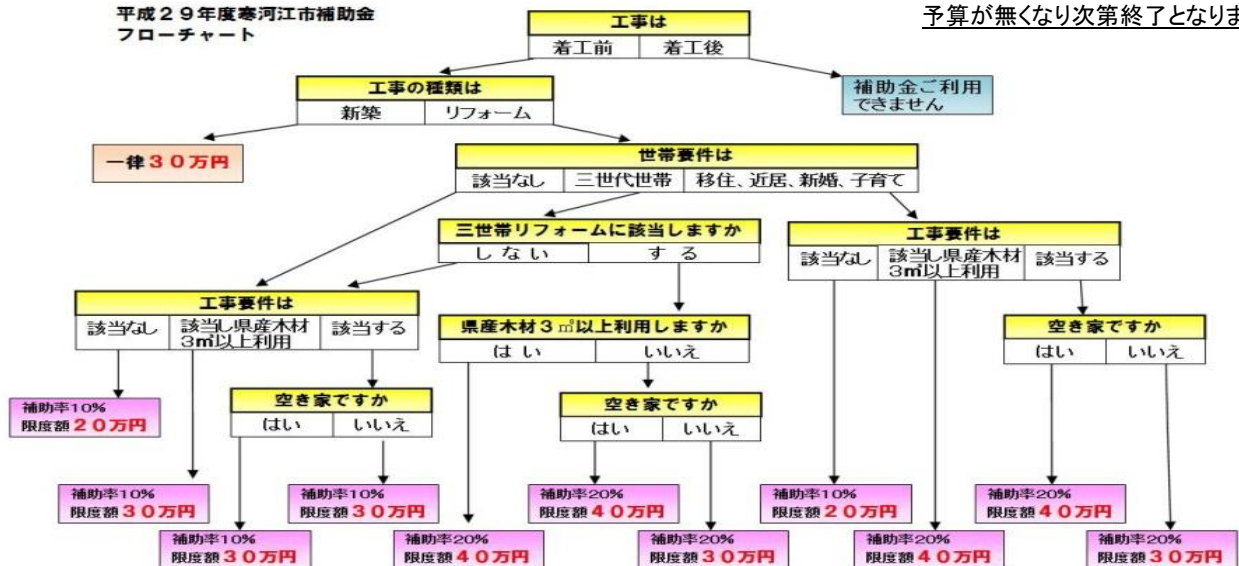
- ①要件工事区分[※]の「バリアフリー化」に該当し工事点合計10点以上となる工事 ※要件工事区分…要件工事ごとに点数が決められています。
- ②居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べて10^m以上増加する工事 ③便所、浴室、脱衣室、洗面所または台所を1ヶ所以上増設する工事

空き家(※4)

- ①申請対象者…空き家の購入者(買主)、空き家の賃貸人(元の所有者・相続人)又は賃借人、空き家を贈与された又は相続した者
- ②空き家の定義…過去に人が居住したことがある建築物 ※1年以上前の購入・賃貸借は対象外、賃貸住宅の用に供されたことがないこと

平成29年度寒河江市補助金フローチャート

予算が無くなり次第終了となります



◆ 寒河江市子育て・定住住宅補助金

新築・中古購入
リフォーム

子育て世帯の方、市外から寒河江市に定住される方で、市内に住宅を建築・購入・リフォームをする場合に、補助金が助成されます。子育て世帯・寒河江市に定住をお考えの方必見です。

◆補助タイプ別 補助金額

	区分		新築	建売購入	中古住宅購入	既存住宅 リフォーム工事
市内にお住いの世帯	子育て世帯支援タイプ	市内にお住まいの方で中学3年生以下の子供がいる世帯	50万円	50万円	購入費の1/3 (上限25万円)	
県内にお住いの世帯	子育て世帯定住者支援タイプ	市外に1年以上連続してお住まいで中学3年生以下の子供がいる世帯	100万円	100万円	購入費の1/3 (上限50万円)	購入費の1/3 (上限50万円)
上記世帯	定住者支援タイプ	寒河江市外に1年以上連続してお住まいの方	50万円	50万円	購入費の1/3 (上限25万円)	購入費の1/3 (上限25万円)
県外にお住いの世帯	子育て世帯定住者支援タイプ	県外に1年以上連続してお住まいで中学3年生以下の子供がいる世帯	200万円	200万円	購入費の1/3 (上限150万円)	購入費の1/3 (上限150万円)
上記世帯	定住者支援タイプ	県外に1年以上連続してお住まいの方	150万円	150万円	購入費の1/3 (上限100万円)	購入費の1/3 (上限100万円)

◆対象要件

- 平成29年4月1日以降に、市内に住宅を新築する方。
- 平成29年4月1日以降に、市内の建売住宅又は中古住宅を購入する方。
- 平成29年4月1日以降に、市内へ定住するため実家等のリフォーム工事をする方。
- 併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上が住居の用に供し、その面積が50㎡以上あること。
- 市税等に滞納がない方。
- 市外からの定住者については、市外の住所に1年以上連続して住んでいる方、または、平成28年4月1日以降に本市に転入する前の市外現住所に1年以上連続して住んでいる方。
- 県外からの定住者は、契約締結後、県内に1年未満の間居住し、その前の県外の住所に1年以上連続して住んでいる方も対象。
- 以前に子育て定住住宅建築事業補助金または、住宅建築推進事業補助金を受けていない方。